

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和7年9月30日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」について、令和7年8月21日から同年9月19日まで御意見の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| 業務効率化・組織効率化のための規則改正には賛成しますが、戸籍、住民基本台帳、その他個人情報情報は業務に必要な範囲内での利用・開示・情報共有に限定し、使用后・用済み後は文書管理規定等に沿って廃棄を図るなど、情報管理徹底情報漏洩防止・人権観点尊重には十分に配慮してください。 | 御意見として承ります。 なお、マイナンバー制度では、①行政機関等の保有する個人情報、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとする、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、上述した法の規定や個人情報保護委員会が特定個人情報を取り扱う行政機関、独立行政法人等に対する監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。 |
| マイナンバー利用拡大（特に児童福祉法関連）は行政効率化に資しますが、マイナンバーカードの必須化は子育て世帯や保育士の負担増を招き、消費者保護と公共性を損なうと懸念します。以下の提案を反映してください。 ・プライバシー保護の強化 | 御意見として承ります。 なお、マイナンバーの利用範囲は、法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、制度面及びシステム面で各種のセキュリティ対策を講じております。 |

保育士や児童の個人情報漏洩を防ぐため、セキュリティ基準を明示（例：暗号化義務）。マイナンバー利用範囲を公開し、信頼を確保。

結論

マイナンバーカードの必須化を牽制し、子育て世帯や保育士の保護を優先してください。公共性と公平性を確保する改正を求めます。